

社会福祉法人 武芸会
指定（介護予防）短期入所生活介護事業
ショートステイ 寿和苑 重要事項説明書

指定（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたり、寿和苑の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人武芸会（以下、「事業者」という。）が開設する指定（介護予防）短期入所生活介護ショートステイ寿和苑（以下、「寿和苑」という。）は、介護保険法令に従い、寿和苑の従業者等（以下、「従業者」という。）が要介護または要支援状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 武芸会の概要

- ① 法人名 社会福祉法人 武芸会
- ② 法人所在地 岐阜県 関市 武芸川町 跡部 1555番地1
- ③ 代表者氏名 理事長 河内美文
- ④ 設立年月日 平成 4年11月 2日
- ⑤ 電話番号 0575-46-1131

3 寿和苑の概要

(1) 施設の概要

- ① 指定番号 2170900084
- ② 施設の名称 ショートステイ 寿和苑
- ③ 施設所在地 岐阜県 関市 武芸川町 跡部 1555番地1
- ④ 施設長氏名 河内佳織
- ⑤ 開設年月日 平成 5年10月25日
- ⑥ 電話番号 0575-46-1131
- ⑦ FAX番号 0575-46-1132
- ⑧ 事業実施地域 関市

(2) 設備の概要

① 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	11	90.8 m ²	8.2 m ²
2人部屋	2	33.0 m ²	8.2 m ²
4人部屋	22	843.27 m ²	9.5 m ²

② 主な設備

設備の種類	数・その他備考
食堂	2
機能訓練室	1
医務室	1
浴室	特殊浴槽2・一般浴槽1

(3) 職員の配置状況

寿和苑に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。併設する特別養護老人ホーム寿和苑と一体的に運営した配置とします。

① 管理者 1人

寿和苑の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

② 医師 1人以上

利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。

③ 生活相談員 1人以上

利用者・家族への相談援助、事業所外や地域との連絡調整等を行います。

④ 介護職員、看護職員（看護師若しくは准看護師）

介護職員と看護職員の合計が利用者の数が3またはその端数を増すごとに1人以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

⑤ 管理栄養士または栄養士 1人以上

食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。

⑥ 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。

※ 上記の他、必要がある場合はその他の従事者を置きます。

(4) 営業日と定員

営業日	月曜日から日曜日まで
定員	20名

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「5 利用料等」をご確認ください。

①（介護予防）短期入所生活介護計画の作成

利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者または家族等に説明し同意を得ます。（介護予防）短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

② 介 護

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

ア 適切な方法により、一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。

イ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。

ウ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。

エ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。

オ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させます。

カ 利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。

③ 食 事

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。

また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

朝 食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善または維持するための機能訓練を実施します。

⑤ 健康管理

医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

⑥ 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

寿和苑は、利用者または家族等との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 理美容

出張サービスによる理美容の機会を設けています。(実費をお支払いいただきます。)

② 教養娯楽、レクリエーション

任意で参加いただけます。(内容により、実費をお支払いいただきます。)

5 利用料等

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、介護保険法による介護報酬の告示上の額としています。(介護予防)短期入所者生活介護が法定受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載された割合の額とします。

別紙「ショートステイ寿和苑料金表」に示す金額を負担いただきます。料金に変更がある場合には、あらかじめお知らせいたします。

6 利用料金の支払い方法

毎月、月末締めで処理させていただき、翌月の23日(金融機関が休日の場合は、23日以降の直近営業日)に指定口座から口座振替にてお支払いいただきます。

7 サービスの中止、変更、追加

① 利用日の前日までに、寿和苑に連絡がある場合には、(介護予防)指定短期入所生活介護の利用の中止、変更等することができます。

② 利用当日にキャンセルされた場合は、食事代を含む1日相当分の料金をお支払いいただく場合があります。

8 身元引受人等について

寿和苑を利用するにあたり、利用者は身元引受人を選任することとします。身元引受人は、利用者と連携してサービス利用に関する責任を負います。

9 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

① 利用者または家族等は、体調の変化があった際には寿和苑にご一報ください。

② 利用者は、寿和苑内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

① 喫煙・飲酒

② 従業者または他の利用者に対するハラスメント及び身体的・精神的暴力その他の迷惑行為

③ 寿和苑内での金銭及び食物等のやりとり

④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし

⑤ その他決められた以外の物の持ち込み

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

寿和苑は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災・避難に関する計画・マニュアルを作成し、従業者等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族等、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び家族等へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15 守秘義務に関する対策

寿和苑及び従業者は、業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16 苦情相談窓口

寿和苑のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情等がございましたら、下記に記載の窓口へお気軽にご相談下さい。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

(1) 寿和苑における苦情の受付

- ① 受付窓口 (生活相談員) 廣瀬了造 加藤宗彦
- ② 受付時間 月曜日から金曜日 9:00～17:00
- ③ 連絡先 0575-46-1131

(2) 公的機関の苦情受付機関

- ① 岐阜県運営適正化委員会 (連絡先) 058-278-5136
- ② 岐阜県国民健康保険団体連合会 (連絡先) 058-275-9826
- ③ 関市役所 高齢福祉課 (連絡先) 0575-23-7730

(3) 苦情処理第三者委員 公平中立な立場で苦情を受付け、相談いただける委員です。

- ・ 浅野 典之 (連絡先) 0575-46-3128
- ・ 中島 寛孝 (連絡先) 058-246-2765
- ・ 武藤 壽 (連絡先) 058-264-7887

1.7 協力医療機関

寿和苑は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関の名称	医療法人 俊愛会 乾 医院
所在地	岐阜県関市武芸川町高野 590-1
電話番号	(0575) 46-2017

医療機関の名称	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院
所在地	岐阜県山県市高富 1187-3
電話番号	(0581) 22-1811

医療機関の名称	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院
所在地	岐阜県関市若草通5丁目1番地
電話番号	(0575) 22-2211

医療機関の名称	美濃市立 美濃病院
所在地	岐阜県美濃市中央4丁目3番地
電話番号	(0575) 33-1221

医療機関の名称	医療法人 歯っぴー えんどうインプラント矯正歯科クリニック
所在地	岐阜県関市西本郷通2丁目2番17号
電話番号	(0575) 24-6900

医療機関の名称	医療法人 J I O N あい デンタル メディカル クリニック
所在地	岐阜県関市山田979番地1
電話番号	(0575) 29-7771

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1.8 損害賠償について

寿和苑において、寿和苑の責任により利用者に生じた損害については、寿和苑は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者または家族等に故意または過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、寿和苑の損害賠償責任を減じさせていただきます。

寿和苑は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、寿和苑は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者または家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者または家族等が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、寿和苑が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者または家族等が、寿和苑及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

1.9 第三者評価の実施状況

寿和苑では、第三者評価は実施していません。

年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者及び家族等に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地 岐阜県 関市 武芸川町 跡部 1 5 5 5 番地 1
事業所名 ショートステイ 寿和苑
理事長名 河内 美文
説明者 (役職) 生活相談員 (氏名) 廣瀬 了造 印

私は、利用契約書及び本書面により、事業所から指定（介護予防）短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所
氏 名 印

<身元引受人>

住 所
氏 名 印 (続柄)

※ 附 則 この説明書は、令和 6 年 4 月 1 日から施行させていただきます。
この説明書は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行させていただきます。